

平成二十三年六月二十日提出
質問第二五八号

下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問主意書

東日本を中心とした各地の下水処理施設で、汚泥や焼却灰などから放射性物質が検出され、周辺住民に大きな不安を与えている。政府の原子力対策本部は今日十六日に放射性セシウムが一キロ当たり八〇〇〇ベクレル以下であれば埋め立て処分が可能等の当面の処理方針を発表した。右を踏まえ質問する。

一 八〇〇〇ベクレルという基準値の根拠は何か。

二 八〇〇〇ベクレル以上一〇万ベクレル以下の場合には管理型処分場に仮置きできるとしているが、仮置き期間、仮置き後の処置はどう考えているのか。また、住民への影響はないのか。

三 東北関東各地の下水処理施設における放射性物質の検査状況を政府は把握しているのか、また、今後全ての下水処理施設での検査を実施する考えはあるのか。

右質問する。